

一般社団法人大日本水産会定款

平成25年4月1日 施行

令和4年6月8日 改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人大日本水産会（英文名 Japan Fisheries Association）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 また、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、国民に安全で安心な水産物を、安定的に供給し、国民生活の安定と向上に寄与するため、水産業の振興を図り、その経済的文化的発展を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 水産に関する国内及び国際問題の調査研究並びにその対策樹立
- (2) 国会、政府その他に対する陳情請願又は意見具申
- (3) 水産に関する講習、研修会の開催並びに従事者の養成
- (4) 水産業の振興・発展に関し、特に功績のある者の表彰
- (5) 水産に関する広報宣伝、刊行物の発行、情報提供及び普及活動
- (6) 水産業振興のための展示会等の開催等による啓発
- (7) 会員相互の親睦及び情報の交換
- (8) 前各号のほか、本会の目的を達するため必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 普通会員 水産に関する事業を営む事業者及びその団体等
- (2) 賛助会員 上記以外で本会の趣旨に賛同するもの

2 前項の会員のうち、普通会员をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 第5条に定める資格で入会を希望するものは、入会申込書を提出し、入会することができる。

団体又は法人として入会するものは、入会と同時にその代表者名を届出て、代表者変更の場合は、速やかに後任者を届出るものとする。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に費用に充てるため、会員になった時又は毎年、会員は、別に定めるところにより、会費を納めなければならない。

(任意退会)

第8条 会員が、退会を希望するときは、書面にて届出ることにより、任意にいつでも退会することができる。但し既納会費は返付しない。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議を経て、その会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、前2条のほか解散、死亡、総普通会员の同意によってその資格を失う。但し既納会費は返付しない。

2 会員は、納期経過後会費の滞納1箇年に及ぶときは、退会したものとみなす。

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会はすべての普通会员をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 この定款で別に定める事項のほか、次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 会員の除名
 - (2) 役員を選任及び解任
 - (3) 役員報酬等の額及び支給基準
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び基本財産の処分
 - (7) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 総会では予め通知した事項についてのみ決議することができる。

(開催及び招集)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に会長が招集する。

臨時総会は、下記の場合に会長が招集する。但し第2号の場合は、会長は請求のあった日から20日以内に召集しなければならない。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 普通会员の5分の1以上のものから書面をもって、会議の目的とする事項を示して請求したとき

- 2 総会の招集には、2週間以前に会議の目的である事項、日時、場所を示した書面をもって、会員に通知しなければならない。

(議長)

第14条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第15条 総会における議決権は、普通会员1名につき1個とする。

2 総会に出席できない普通会员は、総会の日時の直前の業務時間終了のときまでに、会長に対して議決事項に対する賛否を書面をもって通知し、又は代理人をもって表決に参加することができる。

3 代理人は普通会员又は普通会员の役員若しくは使用人に限るものとし、その代理権を証する書面を本会に差出すものとする。

4 第2項により行使した議決権の数は、出席した普通会员の議決権に算入する。

(決議)

第16条 総会の決議は、総普通会员の議決権の過半数を有する普通会员が出席し、出席した当該普通会员の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、普通会员総数の半数以上であって、普通会员総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

(4)解散

(5)その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第17条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその総会において選任された議事録署名人3名以上の出席会員がこれに記名押印しなければならない。

第5章 役職員その他

(役員の設定と選任)

第18条 本会に次の役員を置く。

(1)理事 40名以上50名以内

(2)監事 3名以上 5名以内

- 2 役員は、総会の決議によって会員の中から選任する。
- 3 理事会の決議により、会長1名、副会長8名以内を選定し、必要により1名を専務理事に、2名以内を常務理事とすることができる。
- 4 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者との特別な関係にある者をいう。)又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 7 監事には、この法人の職員が含まれてはならない。

(役員の仕事及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。副会長は会長を補佐し、業務について助言を行う。
- 3 専務理事及び常務理事は理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は会務の執行及び財産の状況を監査し、監査報告を作成する。
- 6 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期及び解任)

第20条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。但し再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員によって就任した理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、辞任し、又は任期満了となっても後任者のあるまでは、なお役員としての権利義務を有する。
- 4 役員は、総会の決議によって解任することができる。この場合には、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第21条 役員は、無報酬とする。但し、常勤の役員に対しては、総会で別に定める支給基準により報酬として支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の一部免除)

第22条 本会は、役員及び会計監査人の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(評議員)

第23条 本会は評議員20名以上を置く。

- 2 評議員は会員の中から理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 評議員は評議員会を構成し、会長の諮問に応じ又は会長に対して意見を述べることができる。
- 4 評議員の任期は、2年とする。
- 5 評議員規則は、評議員会において別に定める。
- 6 評議員は無報酬とする。

(名誉会長)

第24条 本会に、1名の名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は本会の運営上の重要事項に関し、会長の相談に応じ意見を述べるものとする。
- 4 名誉会長は無報酬とする。

(相談役)

第25条 本会に、若干名の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 相談役は本会の運営の関し、会長の相談に応じ、又は理事会に出席して意見を述べることができる。

- 4 相談役の任期は、2年とする。
- 5 相談役は無報酬とする。

(顧問)

第26条 本会に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問の任期は、2年とする。
- 5 顧問は無報酬とする。

(職員)

第27条 本会の事務を行うために所要の職員を置く。

- 2 職員の任免は会長が行う。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は会長が招集し、議長となる。

- 2 理事会の招集には1週間以前に会議の目的である事項、日時、場所を示しこれを通知する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席理事の過半数を得てこれを行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 評議員会

(評議員会)

第33条 評議員会は会長がこれを招集する。

2 評議員会の議長及び副議長は評議員会においてこれを互選する。

第8章 委員会

(設置)

第34条 本会の事業執行上特に必要と認めるときは、理事会の決議を経て委員会を設けることができる。

第9章 業務の執行

(規定の設定)

第35条 本会の事業執行上特に必要と認めるときは、これに関する規定を設けることができる。

第10章 資産及び会計

(財産の構成)

第36条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第37条 本会の資産を分け、基本財産及び普通財産とする。

- 2 基本財産は次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 東京都港区赤坂1丁目901番2の共有土地の持ち分
 - (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第38条 本会の資産は会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、普通財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算は、事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 正味財産増減計算書

(4) 貸借対照表

(5) 正味財産増減計算書及び貸借対照表の附属明細書

2 第1項の書類及び監査報告書の備え置き、閲覧及びその期間については、法令の定めによる。

(借入金)

第42条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を経なければならない。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散できる。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が清算をする場合において、有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、余剰金の分配を行うことができない。

(定款施行)

第47条 この定款の施行に関する規程又は細則は、理事会の決議を経て定める。

第12章 公告の方法

第48条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下整備法という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、白須敏朗、専務理事は重義行、常務理事は齋藤壽典及び長岡英典とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

